

裁判官會議付議人事関係事項(令和 8. 2. 25提出)

6 令和7年度司法修習生の修習期間の決定について

令和7年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれも令和8年3月19日から令和9年3月24日までと定める。